



# 宮 崎 県 公 報

平成29年8月14日 (月曜日) 第 2920 号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

規 則	頁
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…… (こども家庭課) 1	

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第41号

#### 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和45年宮崎県規則第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第2条 削除	第2条から第4条まで 削除
第3条及び第4条 削除	
第8条 [略]	第8条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 児童相談所の長は、法第26条第1項第3号に規定する措置を決定したときは、児童等送致通知書により、関係福祉事務所の長に通知するものとする。 (児童の入所措置等)	5 児童相談所の長は、法第26条第1項第4号に規定する措置を決定したときは、児童等送致通知書により、関係福祉事務所の長に通知するものとする。 (児童の入所措置等)
第9条 知事は、法第27条第1項第3号、同条第2項又は法第27条の2第1項に規定する措置を決定したときは、 <u>児童措置決定通知書</u> (別記様式第16号) により、関係の小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。	第9条 知事は、法第27条第1項第3号、同条第2項又は法第27条の2第1項に規定する措置を決定したときは、 <u>児童(延長者)措置決定通知書</u> (別記様式第16号) により、関係の小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長及び本人又はその保護者に通知するものとする。
2 知事は、法第27条第1項第3号、同条第2項又は法第27条の2第1項に規定する措置を解除し、停止し、又は変更したときは、 <u>児童措置解除(停止、変更)通知書</u> (別記様式第19号) により、前項の規定により通知した者に通知するものとする。 (家庭裁判所への送致)	2 知事は、法第27条第1項第3号、同条第2項又は法第27条の2第1項に規定する措置を解除し、停止し、又は変更したときは、 <u>児童(延長者)措置解除(停止、変更)通知書</u> (別記様式第17号) により、前項の規定により通知した者に通知するものとする。 (家庭裁判所への送致)
第10条 知事は、法第27条第1項第4号又は法第27条の3に規定する措置を採ったときは、児童送致書 ( <u>別記様式第20号</u> ) により、関係家庭裁判所長に通知するものとする。 (児童福祉施設の長等の届出)	第10条 知事は、法第27条第1項第4号又は法第27条の3に規定する措置を採ったときは、児童送致書 ( <u>別記様式第18号</u> ) により、関係家庭裁判所長に通知するものとする。 (児童福祉施設の長等の届出)
第11条 省令第27条の規定による届出は、入所児童の変動届出書 ( <u>別記様式第21号</u> ) によってしなければならない。 (在所期間の延長決定通知)	第11条 省令第27条の規定による届出は、入所児童の変動届出書 ( <u>別記様式第19号</u> ) によってしなければならない。 (在所期間の延長決定通知)
第12条 知事は、法第31条第1項から第4項までに規定する措置を採ることを決定したときは、在所期間延長決定通知書 ( <u>別記様式第22号</u> ) により、関係の児童福祉施設若しくは指定発達支援医療	第12条 知事は、法第31条第1項から第3項までに規定する措置を採ることを決定したときは、在所期間延長決定通知書 ( <u>別記様式第20号</u> ) により、関係の児童福祉施設又は指定発達支援医療機関

機関の長又は児童自立生活援助事業を行う者及び本人又はその保護者に通知するものとする。

の長及び本人又はその保護者に通知するものとする。

2 第9条第1項の規定は、知事が法第31条第4項に規定する措置を採ることを決定したときに準用する。この場合において、同項中「本人」とあるのは「延長者」と、「保護者」とあるのは「監護者」と読み替えるものとする。

（児童自立生活援助の実施等）

第12条の2 法第33条の6第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書（別記様式第21号）によってするものとする。

2 知事は、法第33条の6第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による児童自立生活援助の実施を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（別記様式第21号の2）により、本人及び児童自立生活援助事業を行う者（以下「児童自立生活援助事業者」という。）に通知するものとする。

3 児童自立生活援助事業を行う住居（以下「児童自立生活援助事業所」という。）に入居している者が児童自立生活援助事業所を退去しようとするときは、本人又は児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所退去届出書（別記様式第21号の3）により届け出るものとする。

4 知事は、児童自立生活援助の実施を解除したときは、児童自立生活援助実施解除通知書（別記様式第21号の4）により、第2項の規定により通知した者に通知するものとする。

（児童自立生活援助事業等の開始等の届出）

第12条の3 法第34条の4第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書（別記様式第22号）によってするものとする。

2 法第34条の4第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）変更届出書（別記様式第22号の2）によってするものとする。

3 法第34条の4第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）廃止（休止）届出書（別記様式第22号の3）によってするものとする。

（里親名簿）

第13条 法第34条の19（省令第36条の47の規定により法第34条の19に準ずる場合を含む。）の養育里親名簿は、里親名簿（別記様式第23号）によるものとする。

（里親認定及び登録の申請書等）

第13条の2 省令第36条の41第1項（省令第36条の47の規定により省令第36条の41第1項に準ずる場合を含む。）の申請書は、里親認定及び登録申請書（別記様式第23号の2）によるものとし、同条第2項の申請書は、専門里親認定及び登録申請書（別記様式第23号の3）によるものとする。

2・3 [略]

4 省令第36条の42第2項（省令第36条の47の規定により省令第36条の42第2項に準ずる場合を含む。）の規定による通知は、里親認定及び登録通知書（別記様式第23号の5）又は里親認定及び登録却下通知書（別記様式第23号の6）によってするものとする。

（里親名簿の登録の更新の申請等）

第14条 省令第36条の46第1項（省令第36条の47の規定により省令第36条の46第1項に準ずる場合を含む。）の更新の申請は、里親登録更新申請書（別記様式第23号の10）によってしなければならない。

2 知事は、省令第36条の46第1項（省令第36条の47の規定により

第13条 法第34条の19（省令第36条の47の規定により法第34条の19に準ずる場合を含む。）の養育里親名簿及び養子縁組里親名簿は、里親名簿（別記様式第23号）によるものとする。

（里親認定及び登録の申請書等）

第13条の2 省令第36条の41第1項（省令第36条の47の規定により省令第36条の41第1項に準ずる場合を含む。）及び第3項の申請書は、里親認定及び登録申請書（別記様式第23号の2）によるものとし、同条第2項の申請書は、専門里親認定及び登録申請書（別記様式第23号の3）によるものとする。

2・3 [略]

4 省令第36条の42第3項（省令第36条の47の規定により省令第36条の42第3項に準ずる場合を含む。）の規定による通知は、里親認定及び登録通知書（別記様式第23号の5）又は里親認定及び登録却下通知書（別記様式第23号の6）によってするものとする。

（里親名簿の登録の更新の申請等）

第14条 省令第36条の46第1項（省令第36条の47の規定により省令第36条の46第1項に準ずる場合を含む。）及び第3項の更新の申請は、里親登録更新申請書（別記様式第23号の10）によってしなければならない。

2 知事は、省令第36条の46第1項（省令第36条の47の規定により

省令第36条の46第1項に準ずる場合を含む。)の規定により里親の登録を更新したときは、里親登録更新通知書(別記様式第23号の11)により、当該登録を更新した里親に通知するものとする。

(一時保護後の処置)

第16条の2 児童相談所の長は、法第33条第1項又は第2項の規定により、一時保護を加え、又は加えさせたときは、速やかに、一時保護の開始の期日及び場所を児童の保護者に通知しなければならない。

(身分証明書)

第19条の2 法第46条第2項において準用する法第18条の16第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第32号の3)によるものとする。

様式第14号の18(第6条の14関係)

[略]

平成 年 月 日

[略]

様式第14号の19(第6条の14関係)

[略]

平成 年 月 日

[略]

様式第15号

[略]
[略]
児童福祉法第25条の8第1号(第26条第1項第3号)の規定により、次の児童(保護者)を送致します。
[略]

様式第16号(第9条関係)

児童措置決定通知書	
[略]	
入所(入院)させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の氏名	
入所(入院)させる施設の所在地又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の住所	
[略]	

[略]

様式第17号及び第18号 削除

様式第19号(第9条関係)

児童措置解除(停止、変更)通知書	
[略]	
入所(入院)させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者、里親若しくは児童自立生活援助事業を行う者の氏名	
[略]	

様式第20号

[略]
-----

様式第21号

[略]
-----

様式第22号(第12条関係)

[略]
[略]

省令第36条の46第1項に準ずる場合を含む。)及び第3項の規定により里親の登録を更新したときは、里親登録更新通知書(別記様式第23号の11)により、当該登録を更新した里親に通知するものとする。

(一時保護後の処置)

第16条の2 児童相談所の長は、法第33条第1項、第2項、第8項又は第9項の規定により、児童又は保護延長者の一時保護を行い、又は行わせたときは、速やかに、一時保護の開始の期日及び場所を児童の保護者又は保護延長者の監護者に通知しなければならない。

様式第14号の18(第6条の14関係)

[略]

年 月 日

[略]

様式第14号の19(第6条の14関係)

[略]

年 月 日

[略]

様式第15号(第7条、第8条関係)

[略]
[略]
児童福祉法第25条の8第1号(第26条第1項第4号)の規定により、次の児童(保護者)を送致します。
[略]

様式第16号(第9条関係)

児童(延長者)措置決定通知書	
[略]	
入所(入院)させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親の氏名	
入所(入院)させる施設の所在地又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親の住所	
[略]	

[略]

様式第17号(第9条関係)

児童(延長者)措置解除(停止、変更)通知書	
[略]	
入所(入院)させる施設の名称又は委託する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親の氏名	
[略]	

様式第18号(第10条関係)

[略]
-----

様式第19号

[略]
-----

様式第20号(第12条関係)

[略]
[略]

児童福祉法第31条第1項（第31条第2項、第31条第3項、第31条第4項）の規定により、次のとおり在所期間の延長を決定したので通知します。

[略]

[略]

児童福祉法第31条第1項（第31条第2項、第31条第3項）の規定により、次のとおり在所期間の延長を決定したので通知します。

[略]

[略]

様式第21号（第12条の2関係）

児童自立生活援助実施申込書	
年 月 日	
宮崎県 児童相談所長 殿	
申込者 住所 氏名 印	
児童自立生活援助の実施を受けたいので、児童福祉法第33条の6第2項（第33条の6第6項において準用する同条第2項）の規定により、次のとおり申し込みます。	
入居を希望する児童自立生活援助事業所の名称	
児童自立生活援助の実施を希望する者	氏 名
	居 住 地
	生年月日 年 月 日生（ 歳）
	職 業
	個人番号
援助の実施を希望する理由	
備考	

※ 備考の欄には、健康状況等の事業の実施について参考となる事項を記入してください。

様式第21号の2（第12条の2関係）

児童自立生活援助実施決定通知書	
年 月 日	
様	
宮崎県 児童相談所長印	
児童福祉法第33条の6第1項（第33条の6第6項において準用する同条第1項）の規定により、次のとおり児童自立生活援助の実施を決定したので通知します。	
決定年月日	年 月 日
児童自立生活援助事業を行う者	氏名又は名称 住所又は所在地
費用負担額	
援助を実施する児童等	氏 名 性別 生年月日 年齢 住 所
援助を実施する理由等	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 様式第21号の3（第12条の2関係）

児童自立生活援助事業所退去届出書	
年 月 日	
宮崎県 児童相談所長 殿	
住所	
氏名 印	
〔児童自立生活援助事業者に あつては所在地及び名称〕	
児童自立生活援助事業所を退去するので、次のとおり届出 出ます。	
退去する者	氏 名
	生年月日
退去する児童自立生活 援助事業所の名称	
退 去 理 由	

## 様式第21号の4（第12条の2関係）

児童自立生活援助実施解除通知書	
年 月 日	
様	
宮崎県知事 印	
年 月 日で決定した児童福祉法第33条の6第 1項（第33条の6第6項において準用する同条第1項）の規 定による児童自立生活援助の実施を次のとおり解除したので 通知します。	
実施を解除 する児童等	氏 名
	生年月日
児童自立生活援助事業 者の名称	
解除年月日	
解除の理由	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知っ

た日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起する  
とができます。

様式第22号（第12条の3関係）

児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書  
年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔 法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）を開始し  
たいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により、次のとお  
り届け出ます。

経営者	氏名又は名称	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
職員の定数		
職務の 内容	職員の種類	内容
主な職員の氏名		
当該事業の用に 供する施設	名 称	
	種 類	
	所在地	
事業開始の予定年月日		

（添付書類）

- （1） 条例、定款その他の基本約款
- （2） 運営規程
- （3） 職員名簿及びその職員の履歴書
- （4） 事業計画書及び収支予算書
- （5） 建物（及び土地）の所有等の状況を確認できる書類
- （6） 建物その他設備の規模及び構造等の概要が記載された図面

様式第22号の2（第12条の3関係）

児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）変更届出書  
年 月 日

宮崎県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔 法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）の届出事  
項を変更したので、児童福祉法第34条の4第2項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
変更した事項	変更前	変更後
変更年月日		
変更理由		

--	--

(注) 変更の日から1か月以内に届け出ること。

様式第22号の3 (第12条の3関係)

児童自立生活援助事業 (小規模住居型児童養育事業) 廃止 (休止) 届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

印

法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

児童自立生活援助事業 (小規模住居型児童養育事業) を廃止 (休止) したいので、児童福祉法第34条の4第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
廃止 (休止) 年月日		
廃止 (休止) の理由		
現に便宜を受け、又は入居している者に対する措置	氏 名	措 置
(休止の場合)		
休止予定期間		

様式第23号の2 (第13条の2関係)

[略]	
[略]	
里親の認定及び登録を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41第1項 (第36条の41第3項、第36条の47)において準ずる同規則第36条の41第1項)の規定により、次のとおり申請します。	
希望する里親の種類	① [略] ② 養子縁組里親 ③ [略]
[略]	

添付書類

1・2 [略]

3 養育里親研修 (養子縁組里親研修) を修了したこと又は修了見込みであることを証する書類

4 [略]

備考 親族里親については、里親研修修了 (見込み) 年月日の欄については記入する必要はありません。なお、研修を受けている場合には記入してください。

様式第23号の5 (第13条の2関係)

[略]	
[略]	
年 月 日付けの児童福祉法施行規則第36条の41第1項 (第2項、第3項、第36条の47)において準ずる同規則第36条の41第1項)の規定による里親の申請については、審査の結果、里親として認定し、里親名簿に登録しましたので通知します。	
[略]	

様式第23号の2 (第13条の2関係)

[略]	
[略]	
里親の認定及び登録を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41第1項 (第36条の47)において準ずる同規則第36条の41第1項)の規定により、次のとおり申請します。	
希望する里親の種類	① [略] ② 養子縁組によって養親となることを希望する里親 ③ [略]
[略]	

添付書類

1・2 [略]

3 養育里親研修を修了したこと又は修了見込みであることを証する書類

4 [略]

備考 養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親については、里親研修修了 (見込み) 年月日の欄については記入する必要はありません。なお、研修を受けている場合には記入してください。

様式第23号の5 (第13条の2関係)

[略]	
[略]	
年 月 日付けの児童福祉法施行規則第36条の41第1項 (第2項、第36条の47)において準ずる同規則第36条の41第1項)の規定による里親の申請については、審査の結果、里親として認定し、里親名簿に登録しましたので通知します。	
[略]	

様式第23号の6 (第13条の2関係)

[略]
[略]
年 月 日付けの児童福祉法施行規則第36条の41第1項 (第2項、第36条の47において準ずる同規則第36条の41第1項)の規定による里親の申請については、審査の結果、次の理由により却下しましたので通知します。
[略]

様式第23号の10 (第14条関係)

[略]	
[略]	
里親の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項 (第36条の47において準ずる同規則第36条の46第1項)の規定により、次のとおり申請します。	
更新を希望する里親の種類	① [略] ② 養子縁組によって養親となることを希望する里親 ③・④ [略]
[略]	

様式第23号の11 (第14条関係)

[略]
[略]
児童福祉法施行規則第36条の46第1項 (第36条の47において準ずる同規則第36条の46第1項)の里親の登録の更新申請により、里親の登録を更新しましたので、通知します。
[略]

様式第32号の3 (第19条の2関係)

表	
証 票	
第 _____ 号	年 月 日 交付
所属	
職氏名	
上記の者は、児童福祉法第46条の規定による最低基準維持のための監督を行う者であることを証明する。	

裏	
〔児童福祉施設の設備及び運営についての基準〕	
児童福祉法第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。	
〔里親の行う養育についての基準〕	
第45条の2 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。	
〔最低基準維持のための監督〕	
児童福祉法第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	
〔最低基準実施の監督〕	
児童福祉法施行細則第19条の2 法第46条第1項に規定する監督のための立入調査等を行うときは、身分証明書 (別記様式第32号の3) を携帯するものとする。	

(縦10センチメートル、横8センチメートル)

附 則

様式第23号の6 (第13条の2関係)

[略]
[略]
年 月 日付けの児童福祉法施行規則第36条の41第1項 (第2項、第3項、第36条の47において準ずる同規則第36条の41第1項)の規定による里親の申請については、審査の結果、次の理由により却下しましたので通知します。
[略]

様式第23号の10 (第14条関係)

[略]	
[略]	
里親の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項 (第3項、第36条の47において準ずる同規則第36条の46第1項)の規定により、次のとおり申請します。	
更新を希望する里親の種類	① [略] ② 養子縁組里親 ③・④ [略]
[略]	

様式第23号の11 (第14条関係)

[略]
[略]
児童福祉法施行規則第36条の46第1項 (第3項、第36条の47において準ずる同規則第36条の46第1項)の里親の登録の更新申請により、里親の登録を更新しましたので、通知します。
[略]

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

